

香港の税制2018-19年度

給与所得税

給与所得税は、一定の現物給与を含む香港を源泉とする給与所得に対して課税されます。住宅手当は軽減措置の1つとして税制上の優遇措置の対象となり、一般的に住宅手当以外の給与の10%を給与所得に加算することになります。

その他の免除規定には以下のものが含まれます：

- 香港及び外国の雇用契約の双方について60日基準による免除規定
- 香港外の雇用契約の場合、滞在日数基準での課税

税率と所得控除

給与所得税の税額は次の(a)、(b)で計算した金額のいずれか低い方となります。

- 人的所得控除前の純課税対象所得に標準税率15%を乗じた金額
- 純課税対象所得に以下の累進税率を乗じた金額

累進税率	2018-19	累進税率	2017-18
HK\$50,000まで	2%	HK\$45,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%	HK\$45,001からHK\$90,000まで	7%
HK\$100,000からHK\$150,000まで	10%	HK\$90,001からHK\$135,000まで	12%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%	HK\$135,001以上	17%
HK\$200,000以上	17%		

人的所得控除	2018-19 HK\$	2017-18 HK\$
基礎控除(独身)	132,000	132,000
基礎控除(既婚)*	264,000	264,000
扶養子女控除(1人につき)		
第1子から第9子まで		
・誕生年度	240,000	200,000
・翌年度以降	120,000	100,000
扶養父母・祖父母控除(1人につき)		
60歳以上		
・同居の場合	100,000	92,000
・別居の場合	50,000	46,000
55歳から59歳まで		
・同居の場合	50,000	46,000
・別居の場合	25,000	23,000
扶養兄弟姉妹控(1人につき)	37,500	37,500
障害者手当	132,000	132,000
寡婦(夫)控除	75,000	-
扶養障障者控除	75,000	75,000

*既婚者でその配偶者に課税所得が発生していないか、配偶者とともに合算申告を選択した場合に認められます。

自己学習費用及びその他の控除(限度額)	2018-19 HK\$	2017-18 HK\$
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者在宅介護費用控除	100,000	92,000
住宅ローン控除*	100,000	100,000
退職金給付に対する強制積立	18,000	18,000
慈善寄付金	課税所得の 35%まで	課税所得の 35%まで

*控除期間: 20年

事業所得税

- 課税対象:**
課税対象となる所得は、損益計算書の当期純利益に税法で定められた加減算調整を行って算出されます。
- 税率:**
法人 - 16.5%*
その他 - 15%*

* 内国歳入法(改正法案)(第6号)2017に基づき、2018-19年査定年度より、法人および非法人事業の利益の2百万香港ドルまでの税率は半分になり、残りの利益には上記のように通常の税率で引き続き課税されます。

しかし、「関連当事者(Connected Entities)」に関しては、同一査定期間中において、一社のみが二段階の事業所得税率制度を適用できます。

- 欠損金の繰越:**
税務上の欠損金は、租税回避が疑われる場合を除き永久に繰越可能です。
- キャピタルゲイン:**
非課税です。
- 受取配当金:**
非課税です。源泉徴収もされません。
- 慈善寄付金:**
課税所得の35%までは損金算入可能です。
- 非居住者に対するロイヤルティ支払:**

印紙税

- 有価証券売買: 0.2%
- 不動産売買:

HK\$	第1基準税率 ^{1,2}	第2基準税率 ^{1,3}	均一税率税 ⁴
200万以下	1.5%	HK\$100	15%
200万 - 300万	3.0%	1.50%	
300万 - 400万	4.5%	2.25%	
400万 - 600万	6.0%	3.00%	
600万 - 2000万	7.5%	3.75%	
2,000万以上	8.5%	4.25%	

¹ 税率適用枠を若干上回る場合には、段階税率を適用できる措置があります。

² 下記の注3、4に該当する場合を除き、この税率は、2013年2月23日以降に締結された非居住用不動産契約及び2013年2月23日～2016年11月4日に締結された居住用不動産契約に適用されます。

³ 居住用不動産取得時に香港に他の居住用不動産を所有しておらず、一定条件を満たしている香港永住者に対して適用されます。

⁴ 上記注3に該当する場合を除き、2016年11月5日以降に締結された居住用不動産の売買契約や譲渡契約には、15%の定額税率が適用されます。

資産所得税

香港内で土地や建物等を所有する個人は、それらの物件を賃貸して得た賃貸料収入の80%に対して、15%の標準税率で課税されます。法人の土地や建物等の賃貸収入は資産所得税の対象とならず、事業所得税として課税されます。

相続税

香港では2006年2月11日以降に亡くなった被相続人の財産に相続税はかかりません。

その他の税金と費用

空港利用税: HK\$120
(12歳未満は免除)

賭博税:

- 競馬: 総利益に対し複数の税率
- マークシックス: 売上の25%
- サッカーカジノ: 総利益の50%

事業登録費用:

- 1年分の登録と賦課金: HK\$2,250
- 3年分の登録と賦課金: HK\$5,950

資本登録税:

2012年6月1日付で全廃されました。

ホテル宿泊税: 0%

物品税:

酒、煙草及び炭素(燃料)に複数の税率

自動車登録税:

私有車及び他の車両の課税評価額に115%までの限界税率を適用

実効源泉徴収税率*		
支払先	法人	法人以外
関係		
非関連者	4.95%	4.5%
一定の要件を満たす関連者	16.5%	15%

*二重課税防止協定の適用により税率が軽減される場合があります。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2018 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03006149
ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

